

第5章 介護保険サービスの充実と円滑な運営 【重点目標】

第1節 サービス提供基盤の確保

(1) 在宅サービス

訪問リハビリテーション事業所の新設及び訪問看護事業所の再稼働に伴い、令和6年度より在宅サービスの改善が見込まれます。今後も、中長期的な介護ニーズの見込みを踏まえつつ、より広い選択と質の高いサービスが供給できるよう、民間事業者の参入促進による供給体制の確保に努めます。

特に、在宅介護実態調査において、在宅生活の継続に必要なサービスとして割合の高かった通所介護や短期入所、訪問介護等について、総合事業における多様なサービスを含め、提供体制の確保を図ります。

本計画期間における在宅サービスの量の見込みは以下のとおりです。量の見込みにあたっては、令和3年度から令和5年度の利用実績を踏まえて本計画期間における各サービスの利用率を設定し、要介護認定者数の推計値を乗じて算出しています。

			第9期			中長期
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
訪問介護	介護給付	回数(回/月)	5,561	5,620	5,668	5,668
		人数(人/月)	316	317	319	319
訪問入浴介護	予防給付	回数(回/月)	0	0	0	0
		人数(人/月)	0	0	0	0
	介護給付	回数(回/月)	60	60	60	60
		人数(人/月)	11	11	11	11
訪問看護	予防給付	回数(回/月)	79	79	79	73
		人数(人/月)	15	15	15	14
	介護給付	回数(回/月)	632	648	659	634
		人数(人/月)	80	81	82	80
訪問リハビリ	予防給付	回数(回/月)	0	0	0	0
		人数(人/月)	0	0	0	0
	介護給付	回数(回/月)	155	155	155	155
		人数(人/月)	16	16	16	16
居宅療養管理指導	予防給付	人数(人/月)	7	7	7	5
	介護給付	人数(人/月)	72	73	75	67
通所介護	介護給付	回数(回/月)	2,364	2,401	2,410	2,364
		人数(人/月)	245	249	250	245
通所リハビリ	予防給付	人数(人/月)	18	18	18	18
	介護給付	回数(回/月)	758	758	765	778
		人数(人/月)	107	107	108	110
短期入所生活介護	予防給付	日数(日/月)	4	4	4	4
		人数(人/月)	1	1	1	1
	介護給付	日数(日/月)	870	874	874	874
		人数(人/月)	95	96	96	96

			第9期			中長期
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
短期入所療養介護（老健）	予防給付	日数（日/月）	0	0	0	0
		人数（人/月）	0	0	0	0
	介護給付	日数（日/月）	182	182	182	182
		人数（人/月）	20	20	20	20
短期入所療養介護（病院等）	予防給付	日数（日/月）	0	0	0	0
		人数（人/月）	0	0	0	0
	介護給付	日数（日/月）	0	0	0	0
		人数（人/月）	0	0	0	0
特定施設入所者生活介護	予防給付	人数（人/月）	7	7	7	4
	介護給付	人数（人/月）	28	28	29	32
福祉用具貸与	予防給付	人数（人/月）	85	86	87	69
	介護給付	人数（人/月）	452	456	455	415
特定福祉用具購入費	予防給付	人数（人/月）	2	2	2	2
	介護給付	人数（人/月）	9	9	9	9
住宅改修	予防給付	人数（人/月）	3	3	3	3
	介護給付	人数（人/月）	5	5	5	5
居宅介護支援・介護予防支援	予防給付	人数（人/月）	100	101	102	74
	介護給付	人数（人/月）	695	700	702	634

（2）地域密着型サービス

今後、認知症高齢者の増加が見込まれる中、できるだけ住み慣れた地域で在宅生活を継続できるように、認知症に対応するサービスの提供体制の確保・充実を図るとともに、医療と介護両方のニーズに対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

本計画期間における地域密着型サービスの量の見込みは以下のとおりです。量の見込みにあたっては、令和3年度から令和5年度の利用実績を踏まえて本計画期間における各サービスの利用率を設定し、要介護認定者数の推計値を乗じて算出しています。

			第9期			中長期
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付	人数（人/月）	0	0	0	0
地域密着型通所介護	介護給付	回数（回/月）	524	524	518	488
		人数（人/月）	61	61	60	56
夜間対応型訪問介護	介護給付	回数（回/月）	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	予防給付	回数（回/月）	0	0	0	0
		人数（人/月）	0	0	0	0
	介護給付	回数（回/月）	462	451	451	418
		人数（人/月）	50	49	49	45
認知症対応型共同生活介護	予防給付	人数（人/月）	0	0	0	0
	介護給付	人数（人/月）	29	29	29	26
小規模多機能型居宅介護	予防給付	人数（人/月）	4	4	4	3
	介護給付	人数（人/月）	29	29	29	30
看護小規模多機能型居宅介護	介護給付	人数（人/月）	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設	介護給付	人数（人/月）	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護給付	人数（人/月）	0	0	0	0

(3) 施設サービス

施設サービスについては、中長期的な介護ニーズを見据えるとともに、在宅介護実態調査の結果から多くの高齢者が人生の最期を自宅で迎えたいと希望していること等を踏まえ、本計画期間中における新たな整備は見込まないこととします。

			第9期			中長期
			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 22年度
介護老人福祉施設	介護給付	人数(人/月)	170	170	170	166
介護老人保健施設	介護給付	人数(人/月)	113	113	113	103
介護医療院	介護給付	人数(人/月)	35	35	35	29

(4) 介護人材の確保に向けた取組の推進

介護ニーズの拡大及び生産年齢人口の減少に伴う介護人材不足が顕在化しており、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。事業者アンケートの結果をみると、9割以上の事業所でスタッフが不足していると回答がありました。また約8割の事業所が、事業所の安定的な経営において必要なこととして人材の確保・育成を上げています。

こうしたことから、県・関係機関と連携・協力し、介護の仕事の魅力の発信やイメージ向上のための取組の推進、専門的知識やスキルを身に付けるための研修受講に対する支援、事業所における介護人材育成・定着に向けた取組の支援等の実施を検討します。

併せて、ボランティア人材の確保・育成や学校教育における福祉教育の充実等、介護を担う人材の裾野を広げていくための取組を推進する等、地域の関係機関等との連携を図りながら、人材の育成・確保に取り組んでいきます。

第2節 介護保険制度の円滑な運営

(1) 要介護認定体制の整備

要介護認定は、サービスの利用を決定する重要なものであり、公平、公正かつ正確さが求められることから、要介護認定調査及び審査・判定体制の整備を図り、適正で迅速な要介護認定の実施に努めます。

また、要介護認定の質の向上に向けて、研修会の開催や情報交換等により、担当者の資質向上に努めます。

(2) 介護・介護予防サービスに関する情報の提供

介護・介護予防サービスの適切な利用を促進するため、広報誌やパンフレット等を通じて市民に対して制度の内容について周知を図るとともに、地域包括支援センター及びケアマネジャーによって利用者がサービスを選択するために必要な情報の提供を行います。

(3) 相談及び苦情処理体制の確立

保険者として、介護サービスの利用者等からの相談、苦情処理体制の確立を図るとともに、県及びサービスの苦情処理機関である国民健康保険団体連合会との連携を図り、苦情の対応及び解決に努めます。

(4) 質の高いサービスの確保

サービスの提供状況の把握に努めるとともに、サービス事業者の資質向上を目的とした各種研修会等を実施し、均一で質の高いサービスの確保を図ります。

そのために、サービス内容のチェック、評価及び調整や利用者へのアンケート調査の実施、その結果を受けてサービス事業者やケアマネジャーへの指導等、関連する事業者や各種団体との連携体制により、質の向上に向けた、より効果の高い支援を推進します。

(5) ケアマネジャーの資質向上

ケアマネジャーの育成は県が行うこととされていますが、利用者の居宅サービス計画を作成し、被保険者の継続的な支援を行うケアマネジャーは制度運営の要であることから、介護支援専門員連絡会や研修会等を通して、その資質の向上を図るとともに、ケアマネジャーがケアマネジメント業務を安心して行える環境づくりに努めます。

(6) サービス事業者等との連携体制の整備

介護保険制度が利用者本位の制度として円滑に機能するためには、保険者と居宅介護支援事業者をはじめとするサービス事業者との連携及びサービス事業者間の連携が図られることが重要であることから、これらの連携体制の整備を図り、サービスが円滑に提供できる環境づくりを推進します。

(7) 介護現場の生産性の向上・業務効率化の推進

事務処理の効率化について、ICT等の積極的な活用を行い、事務の正確かつ迅速な処理等効率的な事務処理体制の整備を図ります。

また、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用を支援し、事務負担の軽減を図ります。

さらに、介護従事者の負担軽減と作業の効率化等を図るため、事業者や関係機関と連携し、介護分野におけるICT導入支援や介護ロボット等最新技術の導入支援に向けた取組を推進します。

(8) 介護保険制度に対する理解促進

介護保険制度の円滑かつ持続可能な運営を進めていくためには、被保険者である市民の理解が不可欠です。市の広報誌やホームページ、出前講座の開催等、様々な機会を通じて、介護保険制度の目的や仕組み、本市の運営状況等について周知する等、市民の理解促進を図ります。

第3節 介護保険料の設定

(1) 総給付費

厚生労働省が運用している地域包括ケア「見える化」システムにより推計した各サービス見込み量を基に、令和3年度から令和5年度までの各サービスの給付費を算出した結果、介護保険サービスに係る令和6年度から令和8年度までの総給付費は、次のようになります。

①介護サービス

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
■居宅サービス				
訪問介護	222,302	224,707	226,563	673,572
訪問入浴介護	9,332	9,344	9,344	28,020
訪問看護	31,493	32,191	32,692	96,376
訪問リハビリテーション	6,412	6,420	6,420	19,252
居宅療養管理指導	8,695	8,822	9,062	26,579
通所介護	214,115	217,905	218,872	650,892
通所リハビリテーション	82,079	82,183	83,406	247,668
短期入所生活介護	92,347	92,873	92,873	278,093
短期入所療養介護（老健）	24,602	24,633	24,633	73,868
福祉用具貸与	78,299	79,177	78,768	236,244
特定福祉用具購入費	3,419	3,419	3,419	10,257
住宅改修費	5,850	5,850	5,850	17,550
特定施設入居者生活介護	68,257	68,343	71,182	207,782
■地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	54,380	54,449	53,820	162,649
認知症対応型通所介護	66,055	64,556	64,556	195,167
小規模多機能型居宅介護	66,513	66,597	66,597	199,707
認知症対応型共同生活介護	93,709	93,827	93,827	281,363
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
■施設サービス				
介護老人福祉施設	542,789	543,476	543,476	1,629,741
介護老人保健施設	359,677	360,132	360,132	1,079,941
介護医療院	129,145	129,308	129,308	387,761
居宅介護支援	123,876	125,018	125,338	374,232
介護給付費計	2,283,346	2,293,230	2,300,138	6,876,714

②介護予防サービス

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
■介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,755	3,759	3,759	11,273
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	771	772	772	2,315
介護予防通所リハビリテーション	7,805	7,815	7,815	23,435
介護予防短期入所生活介護	354	354	354	1,062
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	7,068	7,153	7,238	21,459
特定介護予防福祉用具購入費	604	604	604	1,812
介護予防住宅改修	4,092	4,092	4,092	12,276
介護予防特定施設入居者生活介護	5,537	5,544	5,544	16,625
■地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,580	3,585	3,585	10,750
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
予防介護支援	5,555	5,617	5,672	16,844
予防給付費計	39,121	39,295	39,435	117,851

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費（A）（介護給付費＋予防給付費）	2,322,467	2,332,525	2,339,573	6,994,565

（2）標準給付費見込額

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費（A）	2,322,467,000	2,332,525,000	2,339,573,000	6,994,565,000
特定入所者介護サービス費等給付額	73,722,052	74,239,030	74,191,953	222,153,035
高額介護サービス費等給付額	57,626,385	58,038,972	58,002,168	173,667,525
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,662,906	6,701,150	6,696,900	20,060,956
算定対象審査支払手数料	1,507,236	1,515,884	1,514,918	4,538,038
審査支払手数料支払件数	32,766	32,954	32,933	98,653
標準給付費見込額（B）	2,461,985,579	2,473,020,036	2,479,978,939	7,414,984,554

(3) 地域支援事業費

単位：円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費 (C)	119,289,000	139,192,000	154,311,000	412,792,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	64,878,000	64,750,000	69,824,000	199,452,000
包括的支援事業・任意事業費	45,344,000	65,353,000	75,366,000	186,063,000
包括的支援事業 (社会保障充実分)	9,067,000	9,089,000	9,121,000	27,277,000

(4) 保険料の算定

令和6年度から令和8年度までの3年間の標準給付見込額、地域支援事業費等をもとに、第1号被保険者の保険料基準額を以下のように算定しました。

第9期(令和6年度～8年度)の1号保険料は、9段階から13段階への所得再配分改正に準じた算定を図るとともに、引き続き負担能力に応じた設定を行っています。

この上で、介護給付費の伸び率及び介護報酬のプラス改定等を加味して算出した結果、月額保険料基準額は5,884円でしたが、第1号被保険者の方の保険料負担を軽減するために、介護給付費が不足したときに備えて積み立てている介護給付費準備基金を110,000千円充てることで384円引き下げ、第8期と同額の5,500円としています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 ①	2,461,986	2,473,020	2,479,979	7,414,985 千円
地域支援事業費 ②	119,289	139,192	154,311	412,792 千円
第1号被保険者負担分 ③ = (①+②) × 23%	593,693	600,810	605,887	1,800,390 千円
調整交付金相当額 ④	126,343	126,889	127,490	380,722 千円
調整交付金見込額 ⑤	163,741	160,387	169,562	493,690 千円
介護給付費準備基金取崩額 ⑥				110,000 千円
第9期保険料収納必要額 (⑦ = ③ + ④ + ⑤ + ⑥)				1,577,422 千円
予定保険料収納率 ⑧				99.0%
第1号被保険者数	8,380	8,284	8,151	24,815 人
所得段階別加入割合 補正後被保険者数 ⑨	8,153	8,058	7,930	24,141 人
年間保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨)				66,000 円
月額保険料基準額 (⑦ ÷ ⑧ ÷ ⑨ ÷ 12月)				5,500 円

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

(5) 所得段階別保険料

所得段階	対象となる方	保険料	
		保険料率	年額
第1段階	・生活保護受給の方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給の方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.285 (軽減措置後)	18,800円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 120万円以下の方	0.485 (軽減措置後)	32,000円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.685 (軽減措置後)	45,200円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.900	59,400円
第5段階 (基準額)	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.000	66,000円
第6段階	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	79,200円
第7段階	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	85,800円
第8段階	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	99,000円
第9段階	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	112,200円
第10段階 (新設)	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.900	125,400円
第11段階 (新設)	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	138,600円
第12段階 (新設)	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	151,800円
第13段階 (新設)	・本人が住民税課税で、本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	158,400円

※第1段階から第3段階は、公費負担による軽減措置後の料率・保険料

※介護保険料の年額は、100円未満を切り捨てた額で賦課します。

(6) 保険料所得段階の変更（細分化）図

【旧】 第8期 所得段階			
所得段階	保険料率 (軽減後)	保険料 (年額)	構成比
第1段階	基準額 ×0.3	19,800円	17.7%
第2段階	基準額 ×0.5	33,000円	11.0%
第3段階	基準額 ×0.7	46,200円	8.7%
第4段階	基準額 ×0.9	59,400円	8.9%
第5段階	基準額 ×1	66,000円	13.2%
第6段階	基準額 ×1.2	79,200円	19.0%
第7段階	基準額 ×1.3	85,800円	12.9%
第8段階	基準額 ×1.5	99,000円	4.7%
第9段階	基準額 ×1.7	112,200円	3.9%



【新】 第9期 所得段階			
所得段階	保険料率 (軽減後)	保険料 (年額)	構成比
第1段階	基準額 ×0.285	18,800円	17.7%
第2段階	基準額 ×0.485	32,000円	11.0%
第3段階	基準額 ×0.685	45,200円	8.7%
第4段階	基準額 ×0.9	59,400円	8.9%
第5段階	基準額 ×1	66,000円	13.2%
第6段階	基準額 ×1.2	79,200円	19.0%
第7段階	基準額 ×1.3	85,800円	12.9%
第8段階	基準額 ×1.5	99,000円	4.7%
第9段階	基準額 ×1.7	112,200円	1.4%
第10段階	基準額 ×1.9	125,400円	0.8%
第11段階	基準額 ×2.1	138,600円	0.6%
第12段階	基準額 ×2.3	151,800円	0.2%
第13段階	基準額 ×2.4	158,400円	0.9%

(7) 保険料基準額の推移

期	事業計画期間	階層	基準月額	対前期比	
				増減額	増減率
第1期	平成12年度～平成14年度	5段階	2,800円	—	—
第2期	平成15年度～平成17年度	5段階	2,600円	△ 200円	△ 7.1%
第3期	平成18年度～平成20年度	6段階	3,200円	600円	23.1%
第4期	平成21年度～平成23年度	6段階	2,750円	△ 450円	△ 14.1%
第5期	平成24年度～平成26年度	6段階	4,445円	1,695円	61.6%
第6期	平成27年度～平成29年度	9段階	4,900円	455円	10.2%
第7期	平成30年度～令和2年度	9段階	5,400円	500円	10.2%
第8期	令和3年度～令和5年度	9段階	5,500円	100円	1.9%
第9期	令和6年度～令和8年度	13段階	5,500円	0円	0.0%